

新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第8期計画（素案）に対する意見について

No.	計画書 掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
1	71	<p>【施設サービスについて】 施設入所待機者の解消が課題になっているのに、整備目標がありません。老老介護が増え、在宅介護では負担も重い方、また介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅では費用が高く、利用できない方もいます。新座市が実施したアンケート調査でも、「生活改善できると思う施設」「住まい・施設等で1番緊急性が高い施設」で1番多い回答は、特別養護老人ホームで、入所できないのは「空きがないから」です。引き続き特別養護老人ホームの整備目標を計画に盛り込むべきです。</p>	<p>特別養護老人ホームについては、待機者がいるものの、空床の生じている施設があることから、新しい施設を整備するのは適切ではないと考えております。</p> <p>特別養護老人ホームは埼玉県指定の施設ではありますが、引き続き施設の状況を把握し、埼玉県と協力して必要な助言や支援を行ってまいります。</p> <p>また、施設サービスの必要性が高い方が適切に利用できるよう整備の検討を継続してまいります。</p>
2	72	<p>【介護人材の確保について】 介護の人材不足の最大の要因は、介護職員の処遇の低さにあります。国庫補助による処遇改善を国に対して要望してください。新座市独自の資格取得の支援制度、家賃補助事業の実施をすべきです。</p>	<p>介護人材の確保は喫緊の課題であると認識しており、介護職員の処遇改善等について、機会を捉えて国へ要望してまいります。</p> <p>また、本市の取組みとして、未経験者に対する研修の実施や介護職に対する研修の充実を行ってまいります。</p> <p>市独自の支援制度につきましては、直ちに事業を創設することは困難ですが、引き続き、効果的な事業の検討を行ってまいります。</p>
3	75	<p>【介護予防・生活支援サービス事業について】 訪問型サービスAの担い手もなかなか確保できない状況です。本来無資格者が提供するような仕事ではなく、事業所の収入も減ってしまうためだと思います。さらに、住民ボランティア等による訪問型サービスBの導入は実施しないでください。ボランティアを介護の受け皿にすべきではありません。要介護者をサービスBやサービスDの対象にしないでください。要介護者まで介護保険給付から外すことに反対です。</p>	<p>訪問型サービスBは、多様な高齢者の生活上の困りごとに対し、柔軟な生活支援を行うことが可能なサービスです。地域にお住まいの方の相互の支え合いと、住民主体の自主的な活動として行われることが基本であり、その主体のひとつとして地域のボランティアも想定しております。</p> <p>また、高齢者の方も、支援する側になれる方が担い手となることで、社会参加を進め、地域とのつながりを持つことを目指すものです。今後も地域の実情に応じた訪問型サービスについて、先進事例を研究しつつ、実施に向け検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>なお、総合事業の対象者の弾力化を可能とする今般の改正は、認定が要支援から要介護に変更になった利用者について、希望に基づき総合事業の併用を認めることにより、継続的な支援を可能とするものであり、要介護認定を受けた方を介護保険給付から除くことが目的ではありません。現時点では、本市において実施は未定です。</p>
4	78	<p>【保険者機能強化推進交付金により実施する介護予防ガイドブックに配布について】 毎年29,000部配布となっていますが、必要な全ての方にわたるようお願いします。</p>	<p>市内在住の70歳以上の被保険者（要介護3～5を除く）が属する世帯に1部ずつ郵送するとともに、市内公共施設及び高齢者相談センターに設置します。</p> <p>また、転入された方にも窓口手続きの際に配付するなど、必要な方の手に渡るよう進めてまいります。</p>

No.	計画書 掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
5	79	<p>【② - iii にいざ元気アップ広場について】 令和3年度の休止はやむを得ないと考えますが、介護予防のために必要な事業であるので令和4年度以降の実施を望みます。計画値に入れるべきです。</p>	<p>実施方法について検討しているところであり、現段階で具体的な計画値をお示しできませんが、今後の実施については、社会情勢を見極めつつ、判断してまいります。</p>
6	81	<p>【③ - iii にいざ元気アップトレーニングについて】 住民主体の運営で活動グループ数が増えているようですが、事業費が0というのは如何なものでしょうか。 住民主体、地域で介護予防をすすめたいというのは理解しますが、実際に人を集めたり、会場を借りたり等、様々費用が必要ではないでしょうか。市の支援を望みます。</p>	<p>持続可能な運営となるよう、人的支援として、体操指導・体力測定の実施の他、テキスト及びDVDの無償配布・介護予防ガイドブックによる周知等の支援を行っております。 なお、元気アップトレーニングの事業費は0円ですが、体操指導及び体力測定の実施には、リハビリテーション職等を派遣しておりますので、地域リハビリテーション活動支援事業において事業費を計上しております。</p>
7	84	<p>【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）について】 高齢者相談センターという呼称は、対象を高齢者のみとしていると誤解されてしまいます。 呼称の変更が必要です。</p>	<p>地域包括支援センターは高齢者の保健医療及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし設置している機関です。相談の対象は高齢者に限定しておりませんが、第一義的对象は高齢者であるため、まずは高齢者とその家族に分かりやすく親しみやすい名称としております。</p>
8	93	<p>【認知症初期集中支援推進事業について】 認知症初期集中チームの拡充ができるように、国や県に対して認知症専門医を養成する研修病院の設置を求めてください。</p>	<p>必要に応じて要望してまいります。</p>
9	93	<p>【(3)認知症総合支援事業のところ】 計画に、若年性認知症や高次脳機能障がいとなった人などを含む第2号被保険者への支援について施策を記してください。</p>	<p>本事業には第2号被保険者の方も該当する旨を明記します。</p>
10	94	<p>【認知症カフェ(オレンジカフェ)について】 令和2年度の3か所から3年度5か所となり、1か所ずつ増えていますが、数字の根拠はあるのでしょうか。</p>	<p>認知症カフェ(オレンジカフェ)は、第8期計画期間中に、各日常生活圏域ごとに1か所ずつの設置(西部地区は2か所)を目指しているため、1か所ずつ増加していくものとして計画値を設定しております。</p>
11	95	<p>【認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業について】 チームオレンジ、チームオレンジコーディネーターの定義、内容がよくわからないので、もう少し詳しい説明を入れてください。</p>	<p>本文内にてチームオレンジ、チームオレンジコーディネーターの定義や内容について記載いたしました。</p>
12	100	<p>【「②認知症高齢者見守り事業」のところ】 65歳未満の若年性認知症や高次脳機能障がいの方でも、記憶障がい、地誌的障がいがある原因で、徘徊してしまう場合があるので、「認知症高齢者見守り事業」の対象に、若年性認知症や高次脳機能障がいの方も含めることを検討していくことを計画に記してください。</p>	<p>(再掲) 本事業には第2号被保険者の方も該当する旨を明記します。</p>

No.	計画書 掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
13	101	【②サービス事業者への感染症及び災害対策支援】 ② - iii 災害対策支援について 記述が少なすぎます。もう少し具体的にお願いします。	サービス事業者の指導時の非常災害対策計画及び避難訓練の確認内容等について、記載いたしました。また、具体的支援内容についても記載いたしました。
14	103	【③ - ii 認知症サポーターフォローアップ講座】 令和3年度からの参加人数が少なすぎないでしょうか。	参加人数について精査し、必要に応じて修正してまいります。
15	104	【高齢者相談センターについて】 高齢者相談センターの運営費は、第7期と比べて7カ所で約1,000万円しか増えていません。増額すべきです。	高齢者相談センターの運営費は、人件費の見直し等、適宜増額を行っております。 平成29年度と令和2年度当初予算の比較では約2,000万円の増額となっております。高齢者相談センターの業務量は今後ますます増加し複雑化していくことが予測されますので、今後も業務状況等を注視し、適切に評価しながら対応してまいります。
16	107以降	【介護保険制度を補完する高齢者一般施策について】 第7期計画の高齢者一般施策にあった居宅改善整備費助成と高齢者賃貸住宅家賃助成が、第8期計画にはありません。助成を続けるべきです。	新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの視点から、両事業につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。 この結果、両事業につきましても廃止する方針として調整されておりますので、御理解を賜りたいと存じます。
17	108	【④寝具乾燥車派遣事業について】 生活の質の確保、家族の負担軽減が事業の目的です。派遣回数を毎月2回から、年13回へ削減する見直しはしないでください。	新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの視点から、両事業につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。 今後ますます高齢化が進む中で、持続可能な制度とするため、他市の状況を勘案し、見直したものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。
18	108	【⑦移送サービス費助成事業について】 第7期の延利用件数の実績は事業計画を上回っています。第8期計画で延利用件数を減らすのはおかしいのではないのでしょうか。	移送サービスは利用状況により変動が多い事業のため、必ずしも利用件数は増加を辿るというわけではありません。しかしながら、より精度の高い数値とするため、直近の実績をもとに件数を見直しました。
19	108	【⑧訪問理美容サービスについて】 課税世帯の中には、非課税世帯ギリギリの年金収入で、課税世帯になっている方が多くいます。寝たきり高齢者にかかる助成制度の削減がいくつも行われようとしています。課税世帯を助成対象から外す見直しはしないでください。	新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの視点から、両事業につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。 今後ますます高齢化が進む中で、持続可能な制度とするため、応能負担の観点から見直したものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

No.	計画書 掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
20	112	<p>【高齢者いきいき広場について】 高齢者いきいき広場の利用者数は老人福祉センターの約3分の1と、多くの高齢者に利用され、仲間づくりや閉じこもり予防等に役立っています。令和3年度は休止、令和4年度からは未定となっており、自主運営の検討をされていますが、難しいのではという声も寄せられています。引き続き市で運営することを検討すべきです。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの視点から、高齢者いきいき広場につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。</p> <p>この結果、令和3年度は休止する方針といたしました。また、令和4年度以降につきましても、市の財政状況等により総合的に判断してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。</p> <p>自主運営につきましても、引き続き検討してまいります。</p>
21	112	<p>【②地域における交流拠点の確保について】 高齢者いきいき広場は、平成3年度休止は理解しますが、4年度以降は、高齢者のひきこもり防止、介護予防のためにも実施すべきです。</p>	<p>高齢者いきいき広場につきましても、本市独自事業全般の見直しの視点から、令和3年度は休止する方針といたしました。令和4年度以降につきましても、市の財政状況等により総合的に判断してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。</p>
22	113	<p>【④学校教育との連携による世代間交流の促進について】 いきいき広場とともに、老人福祉センターとの交流も付け加えていただきたいです。</p>	<p>本文に、老人福祉センターとの交流について、記載いたしました。</p>
23	115	<p>【(4)災害時の安全確保に係る施策の推進】 避難行動要支援者に対し、町内会、自主防災会が円滑な支援が実施できるように情報提供のみでなく、地域と共に考えていただけるような市の体制づくりを望みます。</p>	<p>本市においては、出前講座や防災訓練の機会を捉え、避難行動要支援者支援制度の推進を図っております。</p> <p>今後につきましても引き続き機会を捉え、地域支援者の選出や個別計画の作成などについて、他地域の事例を共有するなどし、地域と連携して取り組んでまいります。</p>